

健康診断を行うべき有害な業務

I 特定業務従事者にかかる健康診断

特定業務	期間	健康診断項目	
イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	6月に 1回	1 既往歴及び業務歴の調査	
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務		2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務		3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務		5 血圧の測定	
ホ 異常気圧下における業務		6 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）	
ヘ さく岩機、鉸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務		7 肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセテクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマグルタミントランスフェプチダーゼ（γ-GTP）の検査）	
ト 重量物の取扱い等重激な業務		8 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査）	
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務		9 血糖検査	
リ 坑内における業務		10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	
ヌ 深夜業を含む業務		11 心電図検査	
ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務		1年に 1回	4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
ヲ 鉛、水銀、カドミウム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アエリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務			
ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務			

II 特殊健康診断

1 高気圧業務

業務	健康診断項目（6月に1回実施）
1 高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）	1 既往歴及び高気圧業務歴の調査
2 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	2 関節、腰若しくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
	3 四肢の運動機能の検査
	4 鼓膜及び聴力の検査
	5 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
	6 肺活量の測定

2 電離放射線業務

業務	健康診断項目（6月に1回実施）
1 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務	1 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
2 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	2 白血球数及び白血球百分率の検査
3 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	3 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
4 放射性物質を装備している機器の取扱いの業務	4 白内障に関する眼の検査
5 前号の放射性物質又はこれによって汚染された物の取扱いの業務	5 皮膚の検査
6 原子炉の運転の業務	
7 坑内における核原料物質の掘採の業務	

3 特定化学物質

業務（太字は特別管理物質）		期間	健康診断項目
1	次の物を製造し、又は取扱う業務 1 ベンジジン及びその塩 2 ベーターナフチルアミン及びその塩 3 ジクロルベンジン 及びその塩 4 アルファナフチルアミン 及びその塩 5 オルトトリジン 及びその塩 6 ジアニジン 及びその塩 7 パラジメチルアミノアゾベンゼン 8 マゼンタ 9 前各号に掲げる物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査
2	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取扱う業務	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 当該業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
3	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取扱う業務	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 3 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 毛嚢性挫創、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 5 尿中のウロビリノーゲンの検査
4	ベリリウム 等を製造し、又は取扱う業務	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査 3 乾性せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 肺活量の測定
		1年	胸部のエックス線直接撮影による検査
5	ベンゾトリクロリド (これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 4 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査 5 令第23条第9号の業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
6	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
7	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	1 業務の経歴の調査 2 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

8	アルキル水銀化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は4肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、口唇又は4肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
9	エチレンイミン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
10	塩化ビニル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 塩化ビニルによる全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肝又は脾の腫大の有無の検査 5 血清γ-GPT、血清γ-GOT、血清γ-GPT、血清γ-GOT、血清γ-GPT、血清γ-GOT、血清γ-GPT、血清γ-GOT等の肝機能検査 6 当該業務に10年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
11	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
12	オーラミン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のペーパー法による細胞診)の検査 5 尿中のウロビリノーゲンの検査
13	オルトフタロジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 てんかん様発作の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振せん等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿中のウロビリノーゲンの検査
14	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無の検査

15	クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩 を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 6 令第23条第4号の業務に4年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
16	クロロメチルメチルエーテル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 胸部のエックス線直接撮影による検査
17	五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振せん、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肺活量の測定 5 血圧の測定
18	コールタール (これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 3 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 5 令第23条第6号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
19	三酸化砒素 (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 三酸化砒素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 6 尿中のウロビリノーゲンの検査 7 令第23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
20	次の物を製造し、又は取扱う業務 <ol style="list-style-type: none"> 1 シアン化カリウム 2 シアン化水素 3 シアン化ナトリウム 4 第1号又は第3号に掲げる物をその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物 5 第2号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 作業条件の調査 3 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5 尿中のウロビリノーゲンの検査
21	3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 肝機能検査

22	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、4肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、4肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚所見の有無の検査
23	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿中の潜血及び蛋白の有無の検査
24	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
25	ニツケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 ニツケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
		1年に1回	胸部のエックス線直接撮影による検査
26	ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、4肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、4肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 血圧の測定 5 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
27	パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 パラニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿中のウロビリノーゲンの検査
28	弗化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 弗化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 尿中のウロビリノーゲンの検査

29	ベータプロピオラクトン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 ベータプロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 胸部のエックス線直接撮影による検査
30	ベンゼン 等を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、4肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、4肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 5 白血球数の検査
31	ペンタクロロフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 ペンタクロロフェノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 血圧の測定 6 尿中の糖の有無及びウレターゼの検査
32	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔ばう、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、仮面様顔ばう、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 4 握力の測定
33	沃化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 沃化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
34	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
35	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、嗄声、流涎、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5 尿中の蛋白の有無及びウレターゼの検査
36	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する義務 <ol style="list-style-type: none"> 1 4-アミノフェニル及びその塩 2 4-ニトロフェニル及びその塩 3 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 	6月に1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のババコウ法による細胞診)の検査

4 石綿業務

業務	健康診断項目 (6月に1回実施)
石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務	1 業務の経歴の調査 2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 胸部のエックス線直接撮影による検査

5 鉛業務

業務	期間	健康診断項目
下記以外の鉛業務	6月に1回	1 業務の経歴の調査 2 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第4号及び第5号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
・ はんだ付けの業務 ・ 施釉又は焼成の業務 ・ 絵付け又は焼成の業務 ・ 活字の文選、植字又は解版の業務	1年に1回	3 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 4 血液中の鉛の量の検査 5 尿中のデルタアミルグリン酸の量の検査

鉛業務一覧

- 1 鉛の製錬又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鋳又は鉛等若しくは焼結鋳等の取扱いの業務
- 2 銅又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鋳、当該溶鋳に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライムの取扱いの業務
- 3 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 4 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 5 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
- 6 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
- 7 鉛ライニングの業務
- 8 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 9 鉛装置の内部における業務
- 10 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務
- 11 転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
- 12 ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鑄込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
- 13 自然換気が不十分な場合におけるはんだ付けの業務
- 14 鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務
- 15 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務
- 16 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
- 17 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
- 18 前各号に掲げる業務を行う作業場所における清掃の業務

6 四アルキル鉛業務

業務	健康診断項目 (3月に1回実施)
四アルキル鉛等業務	1 行い、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査 2 血圧の測定 3 血色素量又は全血比重の検査 4 好塩基点赤血球数又は尿中のコッホールフイリンの検査

四アルキル鉛業務一覧

- 1 四アルキル鉛を製造する業務
- 2 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務
- 3 前2号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務

- 4 四アルキル鉛及び加鉛ガソリンによりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
- 5 四アルキル鉛等を含有する残さい物を取り扱う業務
- 6 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
- 7 四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
- 8 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務

7 有機溶剤業務

業務		健康診断項目（6月に1回実施）
有機溶剤業務共通		1 業務の経歴の調査 2 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、既往の検査結果の調査並びに既往の異常所見の有無の調査 3 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 4 尿中の蛋白の有無の検査
1	1 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ) 2 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート) 3 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ) 4 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ) 5 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	血色素量及び赤血球数の検査
2	1 オルトジクロルベンゼン 2 クレゾール 3 クロルベンゼン 4 クロロホルム 5 四塩化炭素 6 1・4-ジオキサン 7 1・2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン) 8 1・2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン) 9 1・1・2・2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン) 10 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
3	1 キシレン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
4	1 N・N-ジメチルホルムアミド 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	1 肝機能検査 2 尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査
5	1 スチレン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	尿中のマンデル酸の量の検査
6	1 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン) 2 トリクロルエチレン 3 前2号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	1 肝機能検査 2 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
7	1 1・1・1-トリクロルエタン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
8	1 トルエン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	尿中の馬尿酸の量の検査
9	1 二硫化炭素 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	眼底検査
10	1 ノルマルヘキサン 2 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	尿中の2・5-ヘキサジールの量の検査

有機溶剤業務一覧

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
 ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しよくの業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部における業務

有機溶剤の種類

(第一種、第二種)

- 1 アセトン、2 イソブチルアルコール、3 イソプロピルアルコール、4 イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、5 エチルエーテル、6 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)、7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)、8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)、9 エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)、10 オルトージクロルベンゼン、11 キシレン、12 クレゾール、13 クロルベンゼン、14 クロロホルム、15 酢酸イソブチル、16 酢酸イソプロピル、17 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)、18 酢酸エチル、19 酢酸ノルマルブチル、20 酢酸ノルマルプロピル、21 酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)、22 酢酸メチル、23 4塩化炭素、24 シクロヘキサノール、25 シクロヘキサノン、26 1・4-ジオキサン、27 1・2-ジクロルエタン(別名2塩化エチレン)、28 1・2-ジクロルエチレン(別名2塩化アセチレン)、29 ジクロルメタン(別名2塩化メチレン)、30 N・N-ジメチルホルムアミド、31 スチレン、32 1・1・2・2-テトラクロルエタン(別名4塩化アセチレン)、33 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)、34 テトラヒドロフラン、35 1・1・1-トリクロルエタン、36 トリクロルエチレン、37 トルエン、38 2硫化炭素、39 ノルマルヘキサン、40 1-ブタノール、41 2-ブタノール、42 メタノール、43 メチルイソブチルケトン、44 メチルエチルケトン、45 メチルシクロヘキサノール、46 メチルシクロヘキサノン、47 メチルノルマルブチルケトン

(第三種)

- 48 ガソリン、49 コールタールナフサ、50 石油エーテル、51 石油ナフサ、52 石油ベンジン、53 テレピン油、54 ミネラルスピリット

Ⅲ 歯科医師による健康診断

業務	健康診断実施期間
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	歯科医師による健康診断を6月に1回実施

IV じん肺健康診断

業務	期間	健康診断項目
<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者 ・非粉じん作業（じん肺管理区分が管理2） 	3年 に 1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及び直接撮影による胸部全域のエックス線写真検査 2 胸部臨床検査及び肺機能検査
<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理2又は管理3） ・非粉じん作業（じん肺管理区分が管理3） 	1年 に 1回	3 結核精密検査 4 その他厚生労働省令で定める検査

粉じん作業一覧（じん肺法施行規則別表）

- 1 土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業
- 1の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 2 鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業
- 3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業
- 3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- 4 坑内において鉱物等を運搬する作業。
- 5 坑内の、鉱物等を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業
- 5の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- 5の3 坑内であつて、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
- 6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
- 7 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業
- 8 鉱物等、炭素を主成分とする原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業
- 9 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業
- 10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- 11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業
- 12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。
- 13 陶磁器、耐火物、珪藻土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業
- 14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。
- 15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落とすし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業
- 16 鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき落とし、又はかき集める作業
- 17 金属その他無機物を製錬し、又は熔融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。
- 18 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは熔融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業
- 19 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破碎する作業
- 20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業
- 21 金属を溶射する場所における作業
- 22 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
- 23 長大ずい道の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業
- 24 石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業